

訪問看護ステーションかえるの家運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社きく結びが、開設する訪問看護ステーションかえるの家(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた対象に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 足の病変に対する専門的かつ包括的な加療を推進し、利用者の予後の改善を目指すことを目的とする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーション かえるの家
- ② 所在地 豊田市旭八幡町堂山432-3(つくラッセル3階 A 室)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 看護師 1名(常勤職員、兼務)
- ② 看護師等 常勤換算2.5人以上(うち常勤職員1名以上)

(1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 年中無休
- ② 営業時間 午前9時00分から午後17時00分までとする。
- ③ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 指定訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- ① 利用者がかかりつけ医師(主治医)に申し出て、かかりつけ医師(主治医)が交付した訪問看護指示書により、看護師等が訪問して計画書を作成し、指定訪問看護を実施する。
- ② 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけ医師(主治医)に指定書の交付を求めるとともに助言する。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持

- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 精神科領域に関わる訪問看護業務
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置の実施及び指導(吸引、酸素吸入、カテーテル管理、内服薬管理等)
- ⑫ かかりつけ医師への連絡調整及び報告
- ⑬ 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- ⑭ 介護保険・医療保険外の自由契約による訪問事業

(利用料等)

第8条

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルにつき100円
- 3 健康保険指定訪問看護の提供に係る利用料金は、別紙のとおりとする。
- 4 死後の処置料は、10,000円とする
- 5 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、豊田市旭地区、足助地区、稲武地区、藤岡地区、小原地区とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。かかりつけ医師(主治医)との連絡ができない場合は、緊急搬送等の必要な処置を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなつた後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処置)

第12条

- 1 サービスの提供等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を

行う。

- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う 事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又は 斡旋に協力するよう努める。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

第13条

- 1 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。
- 2 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護 支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予 防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計 画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

- 第15条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護〔指 定介護予防訪問看護〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定 訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条

条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社きく結びと訪問看護ステーションかえるの家の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。